

令和3年度第2回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 会議結果概要

日 時	令和4年3月22日(火)18時00分から 19時00分まで
開催場所	鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂
出席者	<p>[推進委員会委員(名簿順)]</p> <p>○9名出席</p> <p>岸川委員(委員長)、國分委員、笠間委員、竹田委員、大川委員、橋本委員</p> <p>米倉委員、古塩委員、神田委員</p> <p>[鎌倉市障害者福祉計画推進会議 幹事委員]</p> <p>○6名出席</p> <p>[事務局]</p> <p>○4名出席</p> <p>以上、19名出席</p> <p>「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 委員名簿」を参照</p> <p>[傍聴者]</p> <p>なし</p>
配布資料	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿</li><li>・令和3年度第1回障害者福祉計画推進委員会 会議結果概要</li><li>・令和3年度第2回障害者福祉計画推進会議 論点概要</li><li>・(資料 1-1)令和2年度(2020年度)障害者福祉計画推進状況報告書</li><li>・(資料 1-2)令和2年度(2020年度)鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書(案)への意見及び対応一覧</li><li>・(資料 1-3)令和2年度(2020年度)障害者福祉計画推進状況報告書 修正箇所一覧</li></ul>

会議概要	<p>1 令和2年度(2020年度)障害者福祉計画推進状況報告書の確定について 事務局より、(資料 1-1)(資料 1-2)(資料 1-3)に基づき説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(委員からの意見等)</li> <li>・(委員) <p>地域生活支援部会の出席者は担当者か室長で、決定権を持っていない。地域生活支援部会で出た新しい事業をする、しないというのは、理事会の決定事項だ。責任者に聞いて下さいというのは、理事会に聞いて下さいということだ。事業者の実態アンケートを実施してもらえば、その回答は理事会する。</p> </li> <li>・(委員長) <p>地域生活支援拠点の整備については、鎌倉市が面的整備を進めていて、その協議については主に協議会の方で議論されていて、この事業が実施できるかどうか、ということになる。その一方で、事業を受ける社会福祉法人事業所にとってみれば、その事業を行うとなると、定款などの改正が必要になってくる。最終判断である理事会、協議会で法人としての定款などを変えて、ようやくその事業を受ける事ができると思う。想いだけで出来るものではなくて、それぞれの法人組織のトップの考え方が事業に関わってくることになる。事業計画などを含めた改正も必要になった時には、評議会、理事会に諮らなければいけない。例えば来年度から、この地域生活支援事業を鎌倉市がやる、となったとしても、実際に動けるのはそれぞれの法人が受けるかどうかという判断・組織決定をすることになるので、どうしてもタイムラグが出る。鎌倉市の取り組みとしてどういう事業を行うのか、それに対して例えばお金のことも絡んでくると思う。委託なのか、あるいはその事業に賛同しておいて、事業を実施した場合にいくら入るとか、そういった細かい規定の中で、それぞれの事業を行う法人などの運営も変わってくると思う。その辺については協議会で議論になると思う。実施となれば、行政と民間との密な連携も必要になる。鎌倉市の事業として決めたことを、鎌倉市内の事業所にどう伝えられるのかが大きな課題になってくる。</p> </li> <li>・(委員) <p>福祉法人だったら私の言ったことがよく分かると思う。行政から来られる方はまた別だ。学校から来られている方、高校は県になるからフェーズが全部違う。事前に福祉法人がこういう条件でやるといったことを機関決定して下さっているのであれば、計画の中に織り込んでいけばいいが、そうでなかったら織り込めない。市が福祉法人にやるように言うような命令権は無い訳だから。「これは面的に出来る。どことどこがやるのか」と我々が聞いた時に、責任者、事業者は、機関決定しているところを一つずつ確認した上で、できると判断すると思う。そこまで詰めてくれないと僕らは判断できない。</p> </li> <li>・(委員長) <p>地域生活支援拠点の整備については、福祉計画として掲げるのはとても難しいと思う。「こうありたい」という形で示すしかなくて、それに対して、どう民間の事業者の方たちに賛同をしてもらいながら、協働して出来るかどうか、といったところが本当に大事になってくると思う。協議会ではこういう議論がされている、鎌倉市としてこういう事が出来る、それに併せて事業者として出来ることをしてもらえという様な、やりとりが必要になってくると思う。地域の社会資源を繋ぎながら、一人の人をどうやって地域の中で支えるのかといったところが、特に大事になってくると思う。協議会との密な連携も必要になってくると思う。</p> </li> </ul>
------	--

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>2 その他</p> <p>・(事務局)</p> <p>来年度のスケジュールについて説明する。令和5年度に障害福祉サービス計画と障害者基本計画の2つの計画を改訂するため、その基礎資料とするために、その前年である令和4年度中に当事者向けに生活状況などの調査や、事業者向けに事業の実施状況などの調査を実施する。また推進委員会は委員任期満了に伴い、来年度新たな委員の委嘱を行う予定だ。来年度も今年度と同様に年2回の会議開催を予定している。</p> <p>・(委員)</p> <p>アンケート調査をする前にこの委員会にかけて欲しい。おそらく厚生省がやっているアンケートの部分プラスアルファがあると思う。事業者実態調査も事前に見せて欲しい。法人の責任者名で回答することにして欲しい。一番初めにやった時に混乱した。レベルを合わせなければならない。事務局長の名前で書いてもらえば、回答する時に少なくとも理事会に報告するなどして市に回答するという手順を取ると思う。</p> <p>・(委員長)</p> <p>このアンケートについては、前回の時もそうだったと思うが、あとから分析できないデータだと非常に困る。そうすると計画にも反映しにくく、実態にそぐわない計画になってしまうと思う。アンケートについても、可能な限り多くの方と一緒に検討できるといいと思う。今年度で任期も終わるといことで、ひとことごあいさつ申し上げたい。令和元年度から3年間、委員の皆様には本当にご理解ご協力いただいた、お礼を申し上げる。その中ではこの第6期の鎌倉市障害者福祉サービス計画の策定もあった。特に昨年度は新型コロナの影響がある中で4回の委員会を開催して、この計画を作っていたところは本当にありがたい。日本の状況を見ていくと、新型コロナウィルスの影響が2020年初頭に始まり、もう2年経っている。その中で私たちの生活様式も大きく変わった。リモート会議の普及などによって、今年度の第1回目はリモートで会議をする事も出来た。それもいいところと悪いところがたくさんあると思う。リモートはひとつの手段で、どう使いこなしていくのか、というのがこれからの課題だと思っている。それと障害者の福祉、障害のある人の福祉を取り巻く状況としては、地域生活支援拠点の整備が大きな目玉なのだと思う。こちらについては先ほど委員からもご意見があったし、全国各地の市町村では、この整備について議論されている。市町村によってばらつきがある。社会資源の有無によって変わってくるし、例えば拠点整備についても、面的整備ではなく、大きな社会福祉法人があって、そこが一気に受けてくれるのであれば、それに越したことはないのかもしれない。そういう資源はなかなか無い中で、どうやってこの地域の社会資源をつなぎながら、暮らしている一人一人の地域での生活を支えられるのかというのは、これからも検討していかなければいけないと思っている。この数年の変化としては8050といった言葉が出て久しくなるが、今、9060という。刻々と社会情勢が変わる中で、更に高齢化率も高くなっていく。また生産労働人口も減り、社会保障費だけが増えていくといったところで、どうサービスの提供が出来るのかも課題だと思う。令和3年4月には、社会福祉法の改正があって、重層的支援、重層的支援整備事業といったものが展開されることになっていて、おそらく障害のある人だけに特化するのではなく、支援が必要な人に対して、縦割りではない、障害とか高齢とか児童とか貧困とか、そういった枠を超えた支援というのが必要になる時代になってきていると思う。どう縦割りから脱却出来るのかどうかというのも、これからの3年間を見たら大きな課題だと思っている。次期委員には基本計画と障害福祉サービス計画、2つ計画を立てるといったところと、法律も変わって重層的支援体制なども入ってくる中で、いろいろな視点が必要になってくるのだと思う。引き続き是非、良い鎌倉の福祉計画とその進捗管理のために、ご協力頂ければと思う。</p>
----------------------	--

会議概要 (続き)	<p>・(事務局)</p> <p>本当に3年間、委員の皆さまにはサービス計画の策定作業を始め、本当にたくさんのご意見や、いろいろなご立場からのお考えを伺うことが出来、本当に感謝している。これでいったん委員の任期ということでは終わるが、今後とも鎌倉市の障害福祉行政にご協力頂ければと思う。以上で第2回障害者福祉計画推進委員会を終了する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------------	--